

宇部版ミズベリング・プロジェクト助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部版ミズベリング・プロジェクト助成金(以下「助成金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本助成金は、河川敷及び水辺で地域のにぎわいにつながる市民参加のイベント事業(以下「イベント」という。)を行う団体へ、イベントの開催に要する経費の全部または一部を、予算の範囲内で助成することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(助成事業対象団体)

第3条 助成金を交付する対象は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市が募集する「宇部版ミズベリング・プロジェクト」募集要項により決定した団体であること。
- (2) 実施するイベントに対して、国・県その他の公的機関若しくは本市から他の同種の補助金等の制度を利用していないこと。

(助成対象経費及び交付額)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、事業実施団体(以下「団体」という。)がイベントを行うために必要な経費のうち次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 謝金
- (2) 印刷製本費
- (3) 広告宣伝費
- (4) 警備等委託料
- (5) 施設及び機器等使用料
- (6) 燃料費、光熱水費
- (7) 保険料
- (8) 消耗品費
- (9) その他、市長が必要と認める経費

2 助成金交付額は、前項に定める必要経費の全額を対象とし、1イベント50万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする団体は、次の書類をイベント実施予定日の20日前までに提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算計画書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 同意書（様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときには、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定を行い、その旨を団体に対し、交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（事業の変更）

第7条 本助成金の交付決定を受けた団体は、イベントの内容または経費の変更（ただし、市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、変更申請書（様式第7号）により市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、団体に対し承認内容を変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 法令及び本要綱に違反した場合
- (2) イベントに関して不正、怠慢、その他の不適切な行為をした場合
- (3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、イベントの一部又は全部を実施することができなくなった場合
- (4) 第5条で提出した書類の内容に虚偽が認められた場合

（実施報告）

第9条 本助成金による事業を実施する団体はイベント実施日（複数日に渡りイベントを実施する場合はその最終日）の翌日から起算して10日以内に、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（第10号様式）
- (2) 収支決算報告書（第11号様式）
- (3) 領収書等助成対象経費を支払ったことを証する書類
- (4) 写真、チラシ、パンフレット等事業の実施について確認をするのに必要

となる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときには、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書(様式第12号)により団体に通知する。

(助成金の交付請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた団体は、助成金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の請求があったときには、団体に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、毎年度予算の範囲内で行うものとする。

3 助成金の交付は、指定された金融機関への口座振り込みにより行うものとする。

(イベント中止の場合の措置)

第13条 気象条件、天変地異等により、団体の意思に基づかない不測の事態により、イベントが中止となった場合は、団体において支払済又は支払予定の経費で、市長が認めるものについては、助成対象経費とすることができる。

2 団体はイベントを中止した日(複数日にわたりイベントを実施する予定だった場合はその最終日)の翌日から起算して10日以内に、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 事業報告書(第14号様式)

(2) 収支決算報告書(第11号様式)

(3) 領収書等助成対象経費を支払ったことを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、イベントの実施について必要な事項は、別に市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年7月23日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

令和元年10月1日 一部改正

令和5年 4月1日 一部改正